



資料3

2環管第160号
令和2年7月1日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に
ついての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定により、下
記の者から、(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書につい
ての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

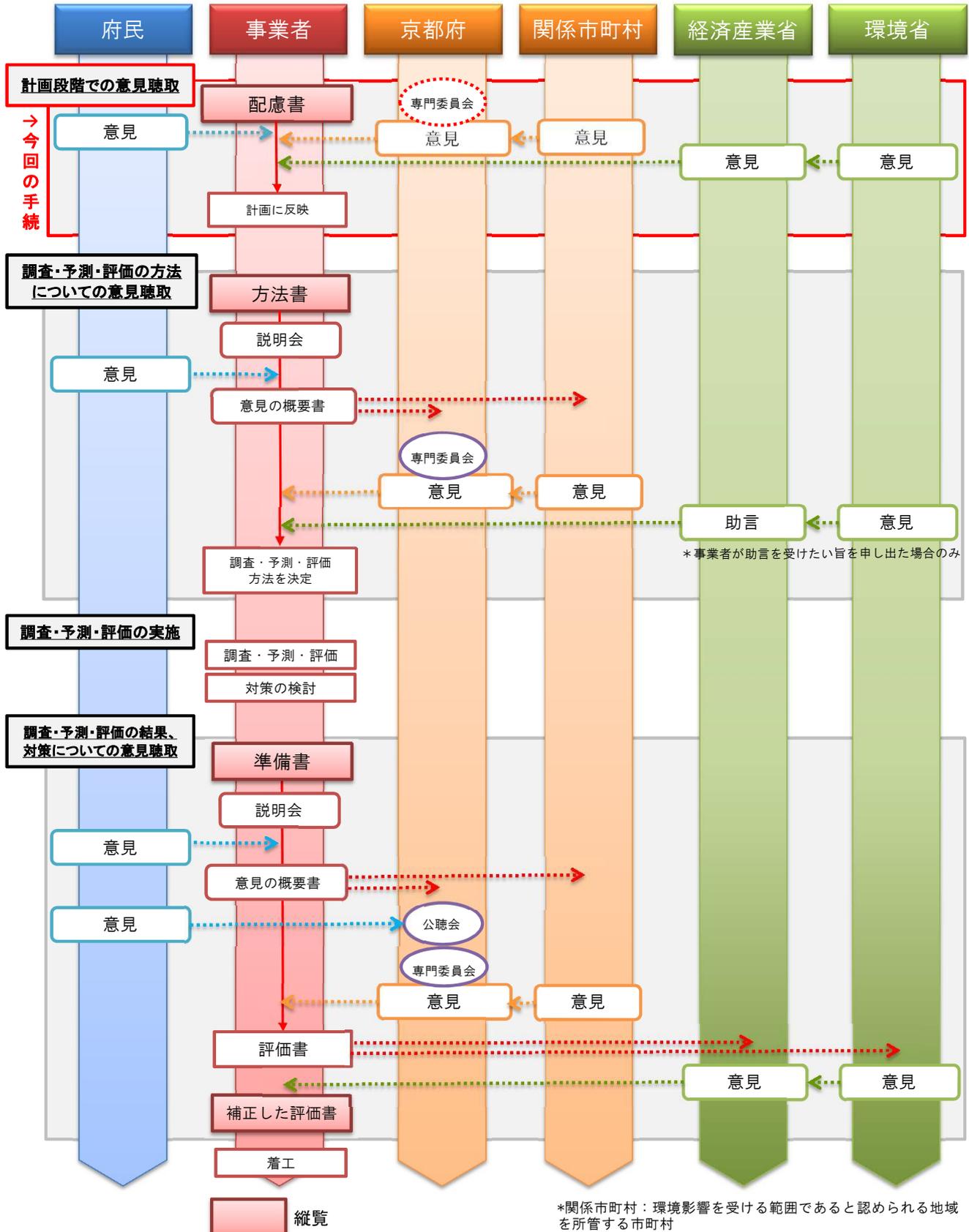
つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例
(平成10年京都府条例第17号)第40条第3項の規定により、貴専門委員会の
意見を求めます。

記

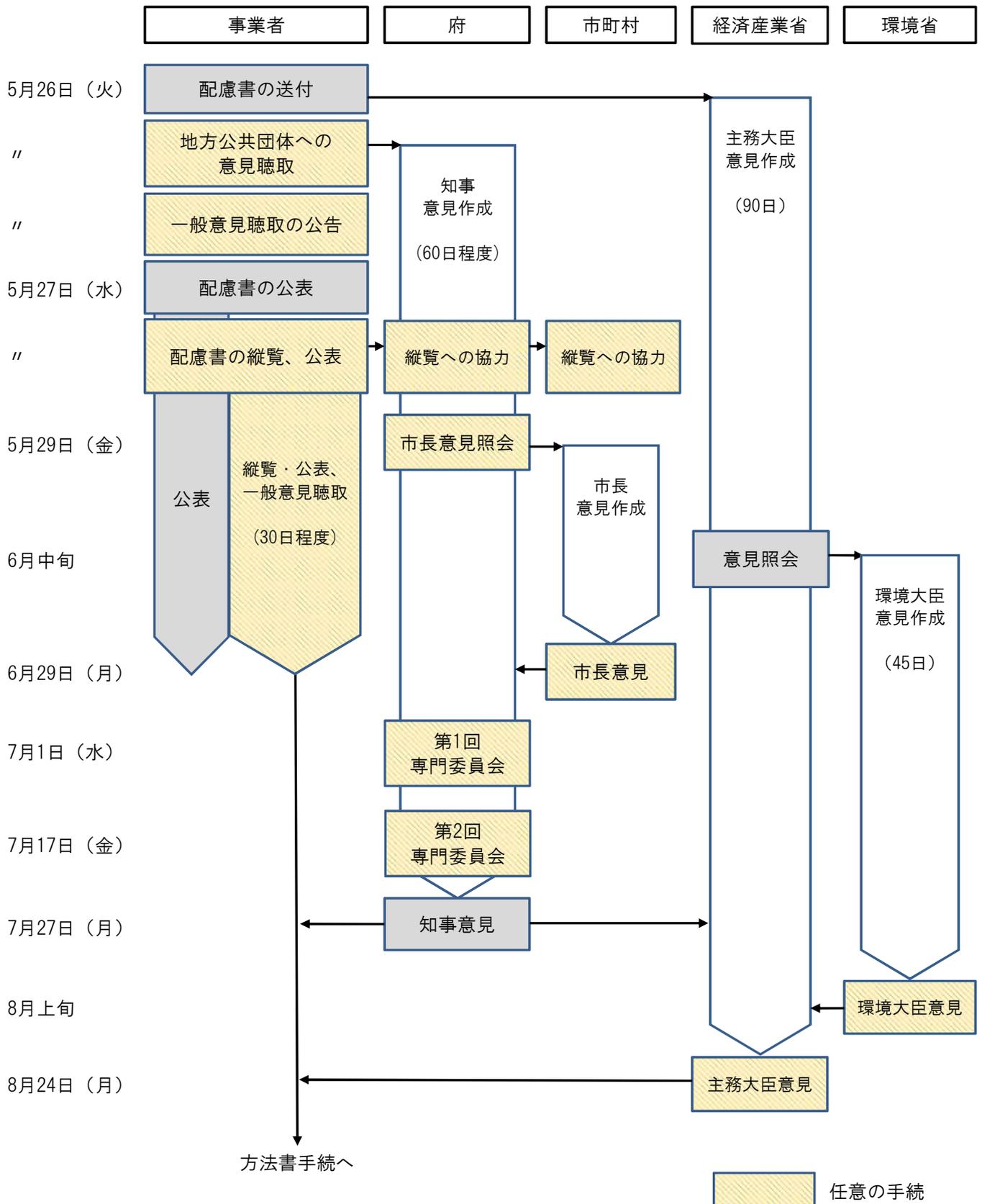
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久

環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、
 ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、
 ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、
 ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



風力発電所・法アセス 配慮書手続の流れ



(仮称) 若狭嶺南風力発電事業に係る配慮書の概要

事業者	名称：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 代表者：代表取締役 中川 隆久 所在地：東京都港区六本木6丁目2番31号						
事業の内容	名称：(仮称) 若狭嶺南風力発電事業 種類：風力発電所の設置（環境影響評価法第1種事業） 規模：最大75.6MW（3.6～4.2MW×最大18基）						
事業実施 想定区域	福井県大飯郡高浜町、おおい町 約1,645ha （以降の手續において、環境影響の回避・低減を考慮して絞込み）						
事業実施想定 区域の周囲 （京都府域）	綾部市 （事業実施想定区域から1km以内に市域が存在、主務省令に基づく関係地方公共団体に該当）						
計画段階配慮 事項の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な環境影響が考えられる項目について検討。 （工事中の環境影響については、計画熟度が低いため検討の対象外とする） ● 検討の結果、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">影響要因</th> <th>環境要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地形改変及び 施設の存在</td> <td>動物、植物、生態系、景観</td> </tr> <tr> <td>施設の稼働</td> <td>騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系</td> </tr> </tbody> </table>	影響要因	環境要素	地形改変及び 施設の存在	動物、植物、生態系、景観	施設の稼働	騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系
影響要因	環境要素						
地形改変及び 施設の存在	動物、植物、生態系、景観						
施設の稼働	騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系						

参考 関係規定抜粋

○環境影響評価法（平成9年法律第81号）

（国等の責務）

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

○環境影響評価法の施行について（平成10年1月23日付け環企評19号、環境事務次官から各都道府県知事・各政令市長あて通知）

2 国等の責務

（略）

具体的には、例えば、国においては、制度の適切な管理及び運営を行うことのほか、環境影響評価に関する情報の提供等の環境影響評価を支える基盤の整備を行うこと、地方公共団体においては、地域の環境保全に責任を有する立場から事業者等に対し意見を述べる等、法において地方公共団体が行うこととされている事務について、法の円滑かつ適切な運用を行う観点から確実にを行うことのほか、地域の環境情報の収集・提供を行うこと、事業者においては、事業計画の熟度を高めていく過程のできる限り早い段階から情報を提供して外部の意見を聴取する仕組みとすることにより、早い段階からの環境配慮を行うことを可能とすること、国民においては、環境影響評価その他の手続が円滑かつ適切に行われるよう有益な環境情報の提供を行うこと、関係法規の遵守はもとより、自主的積極的に環境の保全についての配慮を適正に行うこと等により、それぞれの立場において、その役割を果たすことが求められている。